

第六十二回 帝國議會 兌換銀行券條例中改正法律案外三件委員會議錄(速)第一回

付託議案
 兌換銀行券條例中改正法律案(政府提出)
 日本銀行納付金法案(政府提出)
 資本逃避防止法案(政府提出)

會議	昭和七年六月七日(火曜日)午前十時五十分開議
出席委員左ノ如シ	出席委員左ノ如シ
委員長 山崎達之輔君	委員長 山崎達之輔君
理事 木暮武太夫君	理事 木暮武太夫君
理事 喜多 孝治君	理事 喜多 孝治君
理事 駒井 重次君	理事 駒井 重次君
田中 貢君	田中 貢君
鈴木 隆君	鈴木 隆君
田邊 七六君	田邊 七六君
森田 福市君	森田 福市君
金光 庸夫君	金光 庸夫君
鈴木富士彌君	鈴木富士彌君
勝 正憲君	勝 正憲君
前田房之助君	前田房之助君
中村三之丞君	中村三之丞君
出席政府委員左ノ如シ	出席政府委員左ノ如シ
大藏省理財局長 富田勇太郎君	大藏省理財局長 富田勇太郎君
大藏省銀行局長 大久保慎次君	大藏省銀行局長 大久保慎次君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
兌換銀行券條例中改正法律案(政府提出)	兌換銀行券條例中改正法律案(政府提出)
日本銀行納付金法案(政府提出)	日本銀行納付金法案(政府提出)
資本逃避防止法案(政府提出)	資本逃避防止法案(政府提出)
○山崎委員長 只今ヨリ開會致シマス、	○山崎委員長 只今ヨリ開會致シマス、
鈴木君	鈴木君
○鈴木(富)委員 其重要ナル業務ト云	○鈴木(富)委員 其重要ナル業務ト云
フコトハ、其時ニ依ツテ、總裁ガ判断ヲ	シテ御決メニナルノデスカ、豫メ内規
ヲ以テ定メテ置キマスカ	ヲ以テ定メテ置キマスカ
○大久保政府委員 必要ガアリマス場	○大久保政府委員 必要ガアリマス場
合ニハ、大藏大臣カラモ此諮詢ノ事項	ニ付テハソレ——指令ヲ發スルト云フ
コトモ考ヘテ居リマシタガ、尙ホ日本	コトモ考ヘテ居リマシタガ、尙ホ日本
銀行總裁ト致シマシテハ、法律定款ノ	銀行總裁ト致シマシテハ、法律定款ノ
ス影響カラ、物價ニ及ボスト云フ風ナ	ス影響カラ、物價ニ及ボスト云フ風ナ
此爲ニ金ガ正當ナ方向ニ、的確ニ甘マ	此爲ニ金ガ正當ナ方向ニ、的確ニ甘マ
○鈴木(富)委員 折角御許ヲ得マシタ	○鈴木(富)委員 折角御許ヲ得マシタ
ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
起立ニハ及ビマセヌ——銀行局長ニ御	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
伺ヒ致シマスガ、日本銀行ノ參與會法	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
案デアリマス、參與會ニ諮詢シマスル	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
日本銀行ノ重要ナル業務ト云フノハ如	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
何ナル事項デアリマスカ、具體的ニ御	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
示シヲ願ヒタイ	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
○大久保政府委員 御言葉ニ甘ヘマシ	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
テ、御許シヲ得マシテ、此儘デ御答致	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
シマス、重要ナル事項ト云フ意味ニ付	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
テノ御尋デゴザイマシタガ、日本銀行	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
ノ法律、定款ニ從ヒマシテ、ソレド	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
リマス	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
○鈴木(富)委員 今回ノ立法ニ依リマ	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
シテ、保證準備、發行高ヲ十億圓ニ擴	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
張シマスニ付キマシテハ、其發行ノ高	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
ナドニ付キマシテハ、無論參與ノ意見	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
ガ、其業務ノ中デ重要ト認メルモノハ、	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
總裁ガ皆諮詢スルト云フコトニナル筈	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
業務ノ規定ガゴザイマスノデアリマス	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
ガ、其業務ノ中デ重要ト認メルモノハ、	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
總裁ガ皆諮詢スルト云フコトニナル筈	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
デゴザイマス	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
○鈴木(富)委員 其重要ナル業務ト云	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
フコトハ、其時ニ依ツテ、總裁ガ判断ヲ	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
シテ御決メニナルノデスカ、豫メ内規	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
ヲ以テ定メテ置キマスカ	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
○大久保政府委員 御質問ノ趣旨ガ、	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
通貨ガ今度ハ澤山出ル、サウスルト云	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
フト、ソレガ物價ニドウ云フ影響ヲ持	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
ツカト云フ御趣旨デゴザイマセウカ、	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ
見ヲ提出シタリスル結果、通貨ニ及ボ	ス、坐ツタ儘御答ヲ願ヘレバ結構デス、
此爲ニ金ガ正當ナ方向ニ、的確ニ甘マ	カラ、少シバカリ漫談的ニ質問致シマ

ク行クデアラウ、運用上ノ制度トシテ、
是ガ宜カラウ、斯ウ云フヤウナ趣旨ナ
ノデゴザイマス、其點御了承願ヒタイ
ト思ツテ居リマス

會トシテ餘リ直接ノ關係ハナイヤウニ
私等ニハ思ハレマス、無論通貨ソレ自
身ガ物價ニ影響ガアルコトハ申ス迄モ
ナイコトデアリマスガ、其通貨ノ正當

ノヤウニ諮問機關ニナツテ居リマスガ、第三條ハ「會長ハ日本銀行總裁ヲ以テ之ニ充ツ」ト云フコトニナツテ居リマス、ソレデ此參與會ハ五人以内デゴザ

イ、尤モ斯様ナモノハ人數ガ餘リ多々
テハイカヌカト思ヒマスガ、他ノ國ハ
十名ナリ十二名ナリ、或ハ二十名ナリ
ト云フ人數デアルノニ、五人ト云フノ

○鈴木(富)委員 其趣旨ハ能ク分ツテ
居リマス、唯通貨ヲ自然餘計出スコトニナリ、而シテ其事柄ヲ參與會デ決メルト云フコトニナルカラ、間接ニナルカモ知レマセヌケレドモ、物價ノ上リ下リニモ影響スル程ノ重要ナ事ヲ此會義デ決メレ、ソレ程比參與會ト云フモ

○鈴木(富)委員 大變廻リクドイ御設
ナル取引方面ニ向ケルト云フ方法ニ付
キマシテ、參與會ガ運用上非常ニ重要
ナ働キヲスルデアラウ、斯ウ云フ風ナ
意味ニ於テナラバ、御趣旨ノ所ハ結果
トシテハ私モ諒承致セルト思フノデア
リマス

シテ、諮詢ヲサレタル場合ニ於テモ、
會長タルノ職務ヲ總テ行ハレル譯デアリマ
リマス、ソコニ相當ノ配意ヲ致シマシマ
タ積リデゴザイマスノデ、無論是ハ運
用上ノ問題ニ亘ルコトデゴザイマスカ
ラ、勢ヒノ如何ト云フコトハ、是カラ

ハ少シ少ナインデハナイカ、甚ダ立入
タ話デスガ、只今ノ大藏當局ノ御考ヲ
假ニ忖度シテ、此五人ヲ第四條ニ基イ
テ選ブトスレバ、斯ウ云フ選ビ方ニキ
リハシナイカト私ハ思フノデス、金融
業者ノ代表者トシテハ、無論銀行家ヲ
目指シテ居ルノダラウト思ヒマスガ、

ノハ有力ナモノニナル、斯ウ云フ趣旨
ニ私ハ解シテ居ルノデスガ、サウ云フ
コトデアリマセウネ

明デアリマスガ、趣旨ハ能ク分リマシタ、ソコデ此參與會ガ諮詢機關タルコトハ、第一條ノ明示スル所デアリマス、

先ノ運用ヲ見ナケレバナリマセヌ次第
デゴザイマスケレドモ、日本銀行總裁
ハ、此參與會ノ會長トシテ、サウシテ
七名同機関、日本アリマス羅ダアリマ

ノ
行家トスレバ、池田氏ヲ先ヅ推ス、ソ
レカラ同ジ金融業者ナラバ、銀行集會
所、首腦部カラ出ヌトスレバ、伊田氏

私等ハ若シ物價ト云フ風ナ問題ガ起リ
マスナラバ、參與會ノ直接ノ目標ニハ
實ハ致シテ居リマセヌ、寧口私ハ進ン

ハ諮詢機關ニナゾテ居リマスガ、今日ノ實體ニ於テハ決議機關同様デス、諮詢機關ニ於テ決メタコトヲ、嘗テ尊重シ

スカラシテ、調節等ニ付テハ十分ニ行
ハレルモノダト云フ風ニ考ヘル次第デ
アリマス

トスウナル、産業界ト言ヘバ、色々
ハアリマスケレドモ、結局郷男爵位ト
所ニナルダラウト思フ、サウスルト與

大臣モ御説明ニナリマシタ通リニ、此
通貨バカリデ以テ標準ガ決マル譯ニモ
參ツマセヌ、况ソヤ其通貨ノ運用ノ一
度々申セバ物價ト云フ風ナ關係ハ、度々

ナガリタニトノナインレ自然此參照
會ノ諸問答申ト云フモノハ、多分尊重
サレルコトト思フノデス、隨ツテ實際
上ノ動キトシテハ、決議機關ミタイナ

○大久保政府委員　此會ハ多數決スルト云フヤウナ事ニ自然ナルノデセウナ

ノ
語 純馬ト云フ。是ハ文生ハニン前テアリマスガ、経験ト云フ方カラ言
バ 木村清四郎君、ソレカラ學識ト云フ
方面カラ言ヘバ大學教授デハ假ニ山崎

端トシテ此參與會が出來マシタカラ、
參與會ガ物價ノ高低ヲ直接ニドウスウ
スルト云フコトハ、鈴木サンモ御認メ

モノニナツテ行クコトト存ジマスガ、
大體當局モサウ見テ居ラレマスカ
○大久保政府委員 一寸ドウモ樞密院

マスカラ、サウ云フ風ナ方法ニ付テハ
餘リ實際問題トシテハ重要ナルモノニ
ナラヌカト思ヒマスケレドモ、自然サ
ク云フコトニトレダラウト思ツテ居リ

、覺次郎君、マア名前ハ達フカモ知レ
セヌガ、大體斯ウ云フ種類ノ人ト見レ
ヨリ外仕方ガナイ、多分忖度スレバ、
夫體、デスガソノナ所デ、ハナイカトト

關係ハアリマスルガ、ソコハドウモ認定ガ中々困難ナ問題デハナイカト思ヒマス、物價ヲ左右スルトカ、或ハ影響スルト云フ程度ニ付キマシテハ、參與

居リマセヌヤウニ考ヘマスガ、此參與會ノ運用ニ付キマシテハ、法律自身ニ於テモ相當ノ配意ヲ致シマシタ積リデアリマス、御承知ノ通り第一條ハ仰セ

○鈴木(富)委員 モウ一ツ御尋シテ置キタインデスガ、此參與五人ト云フ、ハ、各國ノ立法例ニ徵スルト人數ガ小

フ、是等ノ人ハ何レモ適任デアリマス
適任デスガ、是デハ非常ニ一方ニ偏ニ
タ人ニ依ツテ固メラレルヤウナコトノ
ナルノデハナカラウカ、詰リ一流ノト

ケレバナラヌ點デ、擔保ノ質ヨリモ資金ノ用途ト云フコトニ著眼シテコソ、始メテ眞ノ銀行家デアルト云フ工合ニ説明セラレマシタ次第デゴザイマス、吾々モ監督上、サウ云フ方向ニ出來ルダケ推奨致シテ居ル次第デゴザイマスガ、今日ノ中央銀行ノ實情ヲ見マスルト、サウ云フ風ニ考ヘマシテモ、尙且ツ金利ノ關係等カラ、或ハ金ガ自由ニ出テ來ルト云フコトガナク、勢ヒ手控ヘヲシナケレバナラヌヤウナ實情モヤハリ見受ケルノデアリマス、漸次斯ウ云フ風ナ制度ニ依リマシテ、金融界ガ落著キマシテ、相當ノ金融ハ何時デモ出來ルト云フ自信ガ付キマシタナラバ、今ノ方向ニ付テモ、御趣旨ノヤウナコトヲ達成スルノニ工合宜クナリハセヌカト考ヘテ居リマス、御趣旨ノ點ハ私等モ全ク同感デアリマス

異例ノ場合ダト思フ、出來得ベクンバ
是レ以上ノ發行ハ抑制スル方ガ宜イノ
デハナイカト云フ感ジガ致シマスガ、
サウスルト茲ニ書イテアリマスル制限
外ノ發行稅ノ割合ヲ、年三分ヲ下ルコ
トヲ得ズト云フ規定ノヤウデアリマス
ガ、是ハ少シ安過ギルヤウナ感ジモス
ルノデアリマスガ、ドウ云フ所ニ目標
ヲ置カレテ三分ヲ下ルコトヲ得ズト
ナツテ居リマスカ、其根據ヲ一ツ示シテ
戴キタイト思ヒマス

シマス所ハ、御趣旨ニ付テハ少シモ變リマセヌガ、程度ニ至ツテ一寸今申上げテ見タイト思ヒマスノハ、三分トアリマシタノハ、從前ノ五分ト較ベテ見マシテ過去ノ金融狀態カラズット見テ見マスト云フト、抑壓ノ手段ト致シマシテ餘リニ一舉ニ飛ビ過ギルノヂヤナイカト云フ考ヲ有ツタノデス、無論「ノーマル」ノ狀態デナインデスカラシテ、抑壓スルト云フ趣旨ニ於テハ變リゴザイマセヌガ、其抑壓ヲスル手段モ、今迄何モナイ所ヘ持ツテ行ッテ、一足飛ニ五分ノ稅ヲ課セナケレバナラヌト云フ程迄必要デアルカドウカ、國ニ依リマシテハ、此抑壓ノ程度ノ手加減ノ範圍ガ非常ニ廣イノデアリマス、初メカラシテ一足飛ニ五分、日本銀行カラ見マスト云フト、更ニ其費用モ掛ル譯デセウガ、サウ云フ風ナ五分以上ノ稅ヲ課シテ之ヲ抑壓シナケレバナラヌカドウカ、ソレハ參考ノ方ニ差上ゲテゴザイマスガ、一分五厘位カラ始マッテ居ル所モアリマス、三分位カラ始マッテ居ル所モゴザイマス、大體ニ差上ゲテ高イ場合ニ於テモ三分位カラ始マッテ居リマス、ソレデ此法律ガ五分以上ト云フ代リニ三分以上トシマスノハ、其抑壓ノ手段ニ付テ、適度ノ範圍ヲ擴メタト云フノソレデ此法律ガ五分以上ト云フ代リニデゴザイマシテ、常ニ三分ヲ課スルト云フ趣旨デハゴザイマセヌ、是カラ先

ノ限外ノ出方次第ニ依リマシテ、抑壓ノ標準ヲ少シ擴ゲテ置キマシテ、最モ時宜ニ適シタヤウニヤッテ行クト云フ
風ナ趣旨カラ出テ居リマス、實際カラ申シマシテモ、過去ノ例デモ、市場ノ金利ノ状態カラ見マシテ、五分ノ限外發行税ヲ課シマスト云フト、割引歩合ノ實状カラ見マシテ、非常ニ不必要ニ抑壓スルト云フ事例ニナツテ居リマス、ソレデ常ニサウ云フ事例ガアルト云フ譯デハアリマセヌ、間々サウ云フ事例モアリマス、サウ云フ風ナ事例ヲ考ヘテ見マスト云フト、五分ハ少シ高過ギル、抑壓ノ目的ヲ達スル上ニ於テ、餘リニ範圍ガ狹過ギル、仍テ諸外國ノ例モゴザイマスシ、金融ノ實況カラ見マシテ、三分以上トシテ置ケバ穩當デアラウト云フ意味カラソレヲ下グマシタ次第デアリマス

○田中委員 關聯事項デアリマス、三分以上トナサレルガ、今日ナラ幾ラニナサイマスカ

○大久保政府委員 今日ト言ヒマスノハ只今デアリマスカ

○田中委員 此法律ガ出サレタラ何分ニナサル積リデアリマスカ

○大久保政府委員 ソレハ市場ノ金利ノ状況ヲ見ナケレバナラヌノデ、一寸申上ゲ兼ネマスケレドモ、今直チニ三分ニシナケレバナラヌトハ考ヘテ居リ

マセヌ

リマセス、相當ノ數ニナルト思ヒマス

ノ捕ハナイコトハアリマセヌカ

願ヒタイ

○田中委員 普通手數料一分ト致シテ

○中村委員 サウスレバ金利ノ政策的

○大久保政府委員 實際ノ運用問題ニ

○大久保政府委員 只今準備ノ中ニ銀

居リマスガ、四分トシマシテモ一錢幾

ナモノデスカ事務的ナモノデスカ、雙

付キマシテハ、運用ノ如何ニ依ルコト

ハゴザイマセヌ、昔ノ準備ノ沿革デゴ

厘ニナリ、安過ギル、今日ノ日本銀行

ノ割引利率カラ見マシテモ安過ギル、

旨カラ申シマシテ、産業界金融界ト密

接ナ關聯ヲサセマシテ日本銀行ノ公務

必ズヤ睨合ハナケレバナラヌ問題ダト

運用ノ上ニ資シマス譯デアリマスカラ

日本銀行ノ政策等ニハ無論關與スルノ

見ヲ異ニスルト云フ風ナコトハアルカ

思ヒマス、御趣旨ノヤウナ點ガ、今日

ノ日本銀行ノ公定歩合ヲ見マシテ、直

ガ主タル目的デアラウト思ヒマス、事

務ト申シマシテモ、普通ノ執行機關ニ

チニ三分ヲ適用スルト云フヤウナ趣旨

ハ少シモ有ツテ居リマセヌ、ソコハ常ニ

睨合ツタ上ニ、抑制ノ目的ヲ達スルヤウ

テハ、餘リ携ハル機會ハナイダラウト

ニシナケレバナラヌコト考ヘテ居リ

思ヒマスガ、併シ事務ノ中デモ、事務

位デ、理論的ニ申シマスト、サウ云フ

ト政策トハ相當關聯モアルコトデセウ

マス

カニ、其限界ハ一寸ハッキリシ難イデ

ス、是ハ先刻ノ鈴木サンノ御質問ニ關

アリマセウガ、重要ナル事柄ニ付キマ

○中村委員 一寸銀行局長ニ御尋シマ

ス、是ハ少シモ有ツテ居リマセヌ、ソコハ常ニ

睨合ツタ上ニ、抑制ノ目的ヲ達スルヤウ

マス

ス、是ハ少シモ有ツテ居リマセヌ、ソコハ常ニ

睨合ツタ上ニ、抑制ノ目的ヲ達スルヤウ

マス

ハ金利ノ場合ニモ諮問スルノデアリマ

スカ

ス、是ハ少シモ有ツテ居リマセヌ、ソコハ常ニ

睨合ツタ上ニ、抑制ノ目的ヲ達スルヤウ

○大久保政府委員 無論之ハ重要ナル

業務ノ一つ考ヘテ居リマス、諮問シ

ル業務ニ關シテ參與會ニ諮問スル、是

ハ金利ノ場合ニモ諮問スルノデアリマ

スカ

ス、是ハ少シモ有ツテ居リマセヌ、ソコハ常ニ

睨合ツタ上ニ、抑制ノ目的ヲ達スルヤウ

マス

○大久保政府委員 主トシテ居ル譯デ

ハアリマセヌ、其他御承知ノ通り日本

銀行ノ業務ニハ澤山ゴザイマス、重要

ト認メラレテ居ルノハ是バカリデハア

居リマスガ、四分トシマシテモ一錢幾

厘ニナリ、安過ギル、今日ノ日本銀行

ノ割引利率カラ見マシテモ安過ギル、

ノモニデスカ事務的ナモノデスカ、雙

方ニナル譯デスカ

銀行モ各種ノ爲替資金等ニ關係シテ居リマスカラ、恐ラクサウ云フ風ナ方面

ノ業務ニ自ラ當ツタコトト思ヒマス、只今其業務ノ方ノ關係カラ、銀準備ガ

ドウナツタカト云フコトニ付テハ、正確ニハ古イコトデアリマスカラ私ハ記憶シテ居リマセヌ

○中村委員 今ノ正貨準備ノ金貨ト金地金ノ「バーセンテージ」デスガ、大體最近ハ金地金デ、金貨ハ減ツテ居ルヤウニ各國ハ承知シテ居リマスガ、日本ハドウデスカ

○大久保政府委員 昨年末ノ計數ヲ申上ダマス、準備ノ方デハ、金貨ガ二億三千九百五十六萬七千四百二十四圓、金地金ノ方ガ二億二千九百九十八萬二千二十六圓、合計ガ四億六千九百五十四萬九千四百五十圓、ソレガ昨年末デゴザイマスガ、其後金ノ輸出ガゴザイマシタケレドモ、今日デハ四億三千萬ヒマス

○中村委員 モウ一ツ御伺シテ終リマス、保證準備ノ保證物件ノ中デ、公債トソレカラ商業手形トノ比率デゴザイマス、之ヲ伺ヒタイ、勿論震災善後ト

是ハ別デゴザイマスガ、普通一般ノ時、或ハ今後公債ノ方ガ多クナルダラウト思ハレマスノデ、大體今マデノ比率ヲ

承ツテ置キタイ、是ハ参考資料トシテ私共大切ナモノト思ヒマス

○大久保政府委員 計數ヲ申上ダマス、ノ方ノ内容ハ公債ガ一億五千八百八十

三萬千八百六十一圓二十五錢、政府證券ハ御承知ノ通リ二千二百萬圓ト云フ

ノガ、ズット長ク續イテ居ルノデゴザイマス、是ハ兌換銀行券條例ニモ書イテアリマス二千二百萬デアリマス、ソレカラ證券一億七百四十五萬九千六百二十八圓六十七錢、手形ガ五億七千二百

七十三萬四千三百七十六圓八錢、合計ガ八億六千百二萬五千八百六十六圓、斯ウ云フ數字ニナツテ居リマス

○中村委員 昨日大藏大臣ハ、非常時ダト公債ハ幾ラ出テモ構ハヌト言ハレタノデアリマスガ、今後ハ公債ガ多ク

タル譯デゴザイマスネ、商業手形ノ金額以上ニ出ル譯デゴザイスマカ

○大久保政府委員 諸問事項ニ付キマシタハ、先程モ大體申上ダマシタ通り

マシタ後ニ於テハ、内規等モ出來ルコ

マシテハ、成程公債モ一面ニ於テハ出マセウケレドモ、併ナガラ手形モ可ナリ又殖エル、是ハ景氣ノ如何ニ依ッテデ

トソレカラ商業手形トノ比率デゴザイマス、之ヲ伺ヒタイ、勿論震災善後ト

是ハ別デゴザイマスガ、普通一般ノ時、或ハ昭和二年ノ金融恐慌ノ時代ハ

マシテ、金融ガ相當ニ廻ツテ來マスト云得ルコトト思ヒマスガ、併シ大體是カ

フト、手形ノ方モ必ズ殖エル「チャンス」ガ多カラウト思ヒマス、ソレデ保神ヲ考ヘマシテ、ソレトノ内規等モ

拵ヘルコトニナリマス譯デスカラ、差當リ此法ノ目的トスル所ハ、サウ云フ

ヤハリ同ジ昨年末デアリマスガ、保證カラト云フ風ナ意味ニハ考ヘテ居リマス、手形ノ方モ相當殖エルト考ヘテ

居リマス

○小川委員 日本銀行參與會法ノ方ニ關聯シテ、極ク只今御話ニナリマシタ

マス、是ハ兌換銀行券條例ニモ書イテコトニ付テ、伺ヒタイノデアリマス「日

アリマス二千二百萬デアリマス、ソレカラ證券一億七百四十五萬九千六百二十八圓六十七錢、手形ガ五億七千二百

七十三萬四千三百七十六圓八錢、合計ガ八億六千百二萬五千八百六十六圓、斯ウ云フ數字ニナツテ居リマス

○中村委員 昨日大藏大臣ハ、非常時ダト公債ハ幾ラ出テモ構ハヌト言ハレタノデアリマスガ、今後ハ公債ガ多ク

タル譯デゴザイマスガ、今後ハ公債ガアルノデアリマセウカ

○大久保政府委員 此法律ニ付テハ、ノヤウナコトデ、サウ云フ規定ガ出来ルコトニナリマスカ、ソレニテ付御腹案

ダト公債ハ幾ラ出テモ構ハヌト言ハレタノデアリマスガ、今後ハ公債ガ多ク

タル譯デゴザイマスネ、商業手形ノ金額以上ニ出ル譯デゴザイスマカ

○大久保政府委員 諸問事項ニ付キマシテハ、成程公債モ一面ニ於テハ出

マシテハ、成程公債モ一面ニ於テハ出

マセウケレドモ、併ナガラ手形モ可ナリ又殖エル、是ハ景氣ノ如何ニ依ッテデ

トソレカラ商業手形トノ比率デゴザイマス、之ヲ伺ヒタイ、勿論震災善後ト

是ハ別デゴザイマスガ、普通一般ノ時、或ハ昭和二年ノ金融恐慌ノ時代ハ

マシテ、金融ガ相當ニ廻ツテ來マスト云得ルコトト思ヒマスガ、併シ大體是カ

フト、手形ノ方モ必ズ殖エル「チャンス」ガ多カラウト思ヒマス、ソレトノ内規等モ

施行ニ關スル命令ト云フモノハ、施行細則ト云フヤウナモノノ形デハ現レヌ

ノデスネ、何カ其處ニアリマスカ

○大久保政府委員 此法律ニ對スル命

令デゴザイマスカ

○小川委員 施行規則トカ何トカ云フ

カ、内規トカ云フヤウナモノヲ示サレルコトニナリマスカ、或ハ命令カ何カ

ノヤウナコトデ、サウ云フ規定ガ出来ルノデアリマスカ、ソレニテ付御腹案

ダト公債ハ幾ラ出テモ構ハヌト言ハレタノデアリマスガ、今後ハ公債ガ多ク

タル譯デゴザイマスガ、今後ハ公債ガアルノデアリマセウカ

○大久保政府委員 此法律ニ付テハ、相手方ガ一ツダケデゴザマスカラ、別段サウ云フ風ナ形式張ツタ施行規則ミ

タインモノハ、出サナイデ宜カラウト

○大久保政府委員 此法律ニ付テハ、相手方ガ一ツダケデゴザマスカラ、別段サウ云フ風ナ形式張ツタ施行規則ミ

タインモノハ、出サナイデ宜カラウト

ラ先ノ運用ニ付キマシテハ、此法ノ精神性ヲ考ヘマシテ、ソレトノ内規等モ

神ヲ考ヘマシテ、ソレトノ内規等モ

拵ヘルコトニナリマス譯デスカラ、差當リ此法ノ目的トスル所ハ、サウ云フ

ヤハリ同ジ昨年末デアリマスガ、保證カラソレ等ノモノヲ始終見ルト云フノ

コトダラウト思フ、只今モ金利ノ上ゲ下ゲノコトニ付テ、問題ガ起ツタヤウデ

ゴザイマス、此金利ノ上ゲ下ゲニ付テ

考ヘマシテモ、是ハ政策的ノコトデモ

アリマス、ソレヲ是非諸問シナケレバ

ミト云フ話ノ起ツタヤウナコトモアリ

マス、或ハ之ニ任命スル參與ニ付テハ、本立派ナ人バカリデアリマセウケレドモ、金利ノ上ゲ下ゲガ先ニ分レバ、是ハ相當ニ色々投機ノ方ニモ働キ得ルコトデアルシ、金利ノ上ゲ下ゲニ付テ參與會へ諮詢スルカセヌカト云フコトハ、可ナリ重大ナル問題ト思フノデアリマス、其時ノ出來心デ或ハ之ヲ諮詢シ、或ハ諮詢セヌト云フヤウナコトデハ、イカヌノデヤナイカトモ考ヘラレルノデス、自然「重要ナル業務」ト云フモノニ關係シテ何カ、施行規則ト云フノヲ出スカ知リマセヌガ、大藏省カラ大體斯ウ云フ風ニヤルモノダト云フ筋書ガ、要ルノデヤナイカトモ考ヘラレマス

本銀行總裁以下ソレノ機關ヲ有フ
テ居リマス、又政府トシテハ大藏省ガ
之ヲ監督シテ居ル、サウシテ多年サウ
云フ風ニヤツテ來テ、今日マデ私共ノ見
ル所デハ、餘リ不都合ハナカツタ、不便
モナカツタ、斯ウ思ツテ居リマスルガ、
今日特ニ參與ヲ置イテ、參與會ヲ招集
スルト云フヤウナ必要ガ生ジタト云フ
ノハ、ドウ云フ所カラ起ツタノデアリマ
セウカ、ドウモ色々ナ重要ノ問題ヲ諮
問サレマスト、無論人格ノ立派ナ傑材
ヲ御選ビニナルノデアリマセウケレド
モ、亦一方相當ノソレニ伴フ影響モ考
ヘナケレバナラヌト思ヒマス、却ツテ今
サウ云フモノヲ御置キニナルコトハ、
屋上屋ヲ重ネルヤウナコトニ終ルノヂ
ヤナイカト云フコトヲ憂ヘテ居リマス
ガ、事務當局トシテ、今サウ云フ參與
ヲ置カナケレバナラヌト考へ付カレタ
主ナル理由ハ、何處ニアルノデゴザイ
マセウカ、是ガ政府ノ政策ナラ御聽キ
シマセヌガ、事務的ニ見テドウ云フ必
要ガアツタノデアリマスカ

シテ、世間デハ之ヲ以テ懐ラナイト云
フ批評モナイ譯デハナカッタノデアリ
マス、相當ニ日本銀行ヲシテモ少シ廣
ク金融界産業界ノ實情ニ觸レテ欲シイ
ト云フヤウナ希望ガ、各種ノ場合ニ於
テ、意見等ノ發表ガアツタコトハ、御承
知ノ通リダト思フノデゴザイマス、今後ハ
回兌換銀行券條例其他納付金制度ト云
フ風ナモノヲ提案致シマシテ、今後ハ
金融ノ上ニモ餘程從前ヨリモ異ッタ關
係ニナリマス、從前金融界産業界ノ聯
絡等ニ付キマシテ、遺憾ノ意思表示モ
アリマシタ際デアリマスシ、此際斯ウ
云フ風ナ制度ノ改正ニ伴ヒマシテ、更
ニ斯ウ云フ風ナ取引ヲ、最モ有效ナ必
要ナ方面ニ向ケルニハ、丁度好イ時機
デハナイカト云フコトヲ思付キマシ
テ、此制度ノ改正ヲ機會ニ、參與會ヲ
設ケタ次第ナノデゴザイマス

シテモ、御考ヲ願ヒタイト思ヒマス、
是ハ希望デアリマスケレドモ、矢張各方面ノ識者ヲ網羅シテオヤリニナルガ宜カラウト思フ、私ハ敢テ無産黨ヲ推薦スルノデハナイノデアリマスケレドモ、是ハ餘程注意シテオヤリ下サラヌト或ハドンナ人格者デモ矢張自分ノ商賣ハ可愛イト云フコトモアリマセウシ、又多少偏シタヤウナコトニナル虞レモアリマスカラ、此人選ニ付テハ特ニ政府ノ慎重ナル御考慮ヲ願ヒタイト思ヒマス

○大久保政府委員 全ク御説ノ通りデ、如何ナル問題モ運用ニ人ヲ得ナケレバイカヌト云フコトハ、大藏省トシマシテモ度々大臣カラ御話ニナッタ通りデアリマス、只今ノ前田サンノ御希望乃至御注意ハ謹ンデ承ヅラ、是非御趣旨ニ副ヒタイト考ヘテ居リマス

○小川委員 先刻承ツテ置キマシタ序ニ一ツ伺ヒマスガ、金利ノ上ゲ下ゲヲ參與會ニ諮問ニ依ツテヤルト云フコトハ、業務ノ事態ノ重要性カラ考ヘテモ、當然ノコトデアリマスガ、今日デスラ金利ノ上ゲ下ゲガ決定前ニ漏レテ、ソレガ色々取引所トカ、色々ノ方面ニソレヲ材料トシテ取引ガ行ハレルト云フ用如何ニ依ツテハ、サウ云フモノガ段々

漏レル機會ヲ拵ヘルヤウナコトニナリ
マシテ、ソレニ對シテ十分漏レナイヤ
ウニスルト云フコトニナルデセウガ、
又政府ハ一旦若シサウ云フヤウナ方針
ヲ決定スレバ、其參與會ト云フモノハ
自分ノ意見ヲ立テテ、之ニ反抗スルコ
トガ出來ナイト思フノデアリマス、唯
形式的ニ諮詢スルト云フコトニ終ル虞
ハナイカ、金利ノ問題ダケニ付キマシ
テモ、色々運用上ドウナルカト云フコ
トヲ心配スルノデアリマス、又此問題ニ
ナッテ居リマス公債ト引受ニ關係シテ
考ヘテ見マンテモ、公債ノ引受ハ大藏
大臣ノ御話ニ依リマシテモ、本年度内
ニ於テ三億圓ト云フコトニナル、日本
銀行ガ三億圓ノ取引ヲスルト云フコト
ハ、重大ナル業務ダト私ハ思フノデス、
重要ナル日本銀行ノ取引デアラウト思
フノデス、三億圓ヲ政府ニ貸スト云フ
方針ヲ政府ガ決メル、日本銀行ガ之ニ
從フ、之モ重要ナ業務ト云フ以上ハ、
參與會ニ諮詢セラレルカモ知レマセヌ
ガ、少クトモ形式的ニナッテシマフト
思フノデスガ、ドウ云フヤウナ御考デ
セウカ、隨テ此重要ナル業務ト云フコ
トノ内容ガ、何ニナルカト云フコトガ
聞キタインデアリマス、參與會ト云フ
モノガ、唯形式的ノ諮詢機關ニ終リハ
セヌカト云フ虞ハナイデセウカ

○大久保政府委員

只今小川サンカラ

ノ御質問ニ付キマシテ、金利ノ上グ下
ゲニ付キマシテハ、私ハ今迄漏レルト
云フヤウナ事柄ヲ認メル譯ニハ參リマ
ト云フモノハ大體日本銀行デ引受ケル、
又云フヤウナ事柄ヲ認メル譯ニハ參リマ
セヌデスガ、金利ト云フ風ナモノニ付
キマシテハ、相當世間ニ豫想ノアルノ
ハ御承知ノ通リデアリマス、新聞等ニ
ハ絶エズ之ヲ上ゲルトカ下ゲルダラウ
トカ云フ豫測モ、間々載リマスノデゴ
ザイマス、斯ウ云フ風ナ金融界ノ判断
ニ互リマス事柄ハ、金融界乃至ソレニ
關係シテ居リマス方面ニ於テモ、絶エ
カラシテ、其ノ豫測乃至判断ヲ發表ス
カラシテ、其ノ豫測乃至判断ヲ發表ス
はドウシテモ内規等ヲ以テ——別段
ラレマスケレドモ、大體ノ原則トシテ
是ハドウシテモ内規等ヲ以テ——別段
用キマセヌケレドモ、能ク此法ノ精神
ヲ當業者ニ於テ理解シテ、命令ヲ發シ
タヨリ、ヨリ以上ニ能ク徹底シ得ルヤ
ウニ、内規ヲ拵エマシテ、其内規ニ基
レニ依リマシテ重要ナル業務ノ範圍モ
コトニ付テ、大藏大臣ガ大變ニ豫算委
員會デ御説明ガアリマシテ、皆還ラヌ
ト云フヤウナ話ニモ聞エタ所モアルシ
ドウモハキリ致シマセヌカラ、大體斯
フ云フ風ナ調ヲシテ戴キタインデアリ
マス、ソレハ滿洲事件費ナルモノガ二
億五千萬圓ナラバ二億五千萬圓、其中
ドレ位落チルカ、内地ニドレ位留マル
ノデアルカ、兵隊ニ金ヲ支給致シマス
其支給スルノハ、或ハ金デヤルカ、朝
鮮銀行ノ札デヤルカドウ云フ風ニナリ
マスデセウカ、内地ニドレダケ金ヲ落

アリマス、之ニ關係シテ居リマス人達
及ビ今後之ニ關係スル人達ニ於テモ、
ソレハ今デハ三億圓位ノ所ヲ「目途」ニ
シテ居ラルヤウデアリマスガ、若シ來
ス、只今仰セノヤウナ重要ナ問題ト云
フコトニナレバ、是ハ皆當然諮詢事項
ニナルト云フコトニナリマス、選任セ
ラル人ノ人格聲望ハ、必ズヤ其目的
ヲ達スルヤウナコトニナルト、私共確
信致シテ居リマスガ、ソレニ關聯致シ
マシテ、此諮詢事項ハ御話ノヤウナ工
業、其時々ノ重要ナ事柄モ無論考へ
ラレマスケレドモ、大體ノ原則トシテ
會ニ、其時々ノ重要ナ事柄モ無論考へ
ラレマスケレドモ、大體ノ原則トシテ
是ハドウシテモ内規等ヲ以テ——別段
用キマセヌケレドモ、能ク此法ノ精神
ヲ當業者ニ於テ理解シテ、命令ヲ發シ
タヨリ、ヨリ以上ニ能ク徹底シ得ルヤ
ウニ、内規ヲ拵エマシテ、其内規ニ基
レニ依リマシテ重要ナル業務ノ範圍モ
コトニ付テ、大藏大臣ガ大變ニ豫算委
員會デ御説明ガアリマシテ、皆還ラヌ
ト云フヤウナ話ニモ聞エタ所モアルシ
ドウモハキリ致シマセヌカラ、大體斯
フ云フ風ナ調ヲシテ戴キタインデアリ
マス、ソレハ滿洲事件費ナルモノガ二
億五千萬圓ナラバ二億五千萬圓、其中
ドレ位落チルカ、内地ニドレ位留マル
ノデアルカ、兵隊ニ金ヲ支給致シマス
其支給スルノハ、或ハ金デヤルカ、朝
鮮銀行ノ札デヤルカドウ云フ風ニナリ
マスデセウカ、内地ニドレダケ金ヲ落

スカト云フコトヲ「目途」トシテ調べ、

マセヌガ……

ソレカラ人件費ト物件費ニ互ツテ調べ、

ガアリマスガ、機密費ナラ機密費、サウ

大藏大臣ハ大抵軍事費ニ依ル工業ニ

ガ、大シタ差ハナイノデアリマス、併

依ツテ、労働者ニ落チルト言ハレマシタ

ガ、二億五千萬圓ナラ二億五千萬圓ナ

ルモノガ、ヤハリ兵器費トカ何トカ云

フモノニナルダラウト思ヒマスガ、ド

ウ云フモノニナリマスカ、造兵廠トカ

カ、サウ云フ費用ヲ除イテシマツテ、兵隊

海軍工廠ノ方ヘハ餘リ關係ハナイカモ

云フヤウナ機密費ガ一千萬圓位アル、

知レマセヌガ、詰リ人ニナツテ行クノデ

ナク、物ノ方ニ注込マレテ行ク、斯ウ

云フコトノ調ハ出來ナイデセウカ、大

體糧秣費トカ、兵器費トカ、被服費ト

カ、馬匹費ト云フ物ニ關スル費用、運輸

費ト云フモノハ是ハ船會社ニ落チル、

郵便電信費ト云フヤウナ一種ノ交通ノ

シマツテ、民間トノ交渉アルモノハ割

合ニ少イヤウニモ思ヒマス、今ノヤウ

ナ意味ニ於テ、何カ二億五千萬圓ト云

フモノノ通貨ノ行先ヲ確メ得ル、正確

ナコトハ出來マセヌデモ、大體出來マ

シタラ……

○森田委員 先程銀行局長サンカラ發換ノ制限外課稅ノ百分ノ三ハ、現在デヤウナモノニ落チル、ソレデ二億五千萬圓ノ金ガ民間ニ留ツテ居ルノカ、又日本銀行へ還ツテ來ルカト云フコトヲ、ハッキリシタコトハ出來マスマイガ、大體ノ調、滿洲事件費ニ付テノ斯ウ云フ軍事費ノ御調ガ出來レバ、ソレヲ調べテ戴キタイト思ヒマス

○大久保政府委員 御希望ハ能ク承ッテ置キマシテ、關係ノ所トモ相談シテ、出來ルダケ努メテ見マス併シ御話ノ通テ戴キタイト思ヒマス

○大久保政府委員 私一寸自分デ考ヘタコトノ結果ハ同ジニナルノチャナイト思ヒテ、大藏大臣ハ大抵軍事費ニ依ル工業ニ依ツテ、労働者ニ落チルト言ハレマシタガ、二億五千萬圓ナラ二億五千萬圓ナルモノガ、ヤハリ兵器費トカ何トカ云フモノニナルダラウト思ヒマスガ、ドウ云フモノニナリマスカ、造兵廠トカ海軍工廠ノ方ヘハ餘リ關係ハナイカモ知レマセヌガ、詰リ人ニナツテ行クノデナク、物ノ方ニ注込マレテ行ク、斯ウ云フコトノ調ハ出來ナイデセウカ、大體糧秣費トカ、兵器費トカ、被服費トカ、馬匹費ト云フ物ニ關スル費用、運輸費ト云フモノハ是ハ船會社ニ落チル、郵便電信費ト云フヤウナ一種ノ交通ノ方面ニ落チル金モアル、ソレカラ或ハ兵器ト云フヤウナモノヤ、糧秣ト云フヤウナモノニ落チル、ソレデ二億五千萬圓ノ金ガ民間ニ留ツテ居ルノカ、又日本銀行へ還ツテ來ルカト云フコトヲ、ハッキリシタコトハ出來マスマイガ、大體ノ調、滿洲事件費ニ付テノ斯ウ云フ軍事費ノ御調ガ出來レバ、ソレヲ調べテ戴キタイト思ヒマス

○大久保政府委員 私一寸自分デ考ヘタコトノ結果ハ同ジニナルノチャナイト思ヒテ、大藏大臣ハ大抵軍事費ニ依ル工業ニ依ツテ、労働者ニ落チルト言ハレマシタガ、二億五千萬圓ナラ二億五千萬圓ナルモノガ、ヤハリ兵器費トカ何トカ云フモノニナルダラウト思ヒマスガ、ドウ云フモノニナリマスカ、造兵廠トカ海軍工廠ノ方ヘハ餘リ關係ハナイカモ知レマセヌガ、詰リ人ニナツテ行クノデナク、物ノ方ニ注込マレテ行ク、斯ウ云フコトノ調ハ出來ナイデセウカ、大體糧秣費トカ、兵器費トカ、被服費トカ、馬匹費ト云フ物ニ關スル費用、運輸費ト云フモノハ是ハ船會社ニ落チル、郵便電信費ト云フヤウナ一種ノ交通ノ方面ニ落チル金モアル、ソレカラ或ハ兵器ト云フヤウナモノヤ、糧秣ト云フヤウナモノニ落チル、ソレデ二億五千萬圓ノ金ガ民間ニ留ツテ居ルノカ、又日本銀行へ還ツテ來ルカト云フコトヲ、ハッキリシタコトハ出來マスマイガ、大體ノ調、滿洲事件費ニ付テノ斯ウ云フ軍事費ノ御調ガ出來レバ、ソレヲ調べテ戴キタイト思ヒマス

○大久保政府委員 日銀ノ收支ノ方カ

ラ見マスト、昨日モ御尋ガアリマシタ

ノ銀行トノ金融ノ連絡ニ付キマシテ

ガ、大シタ差ハナイノデアリマス、併

シ只今ノ御尋ハ保證準備ヲ越エテ制限

外發行ニナリマシタ時ニハ、所謂通貨

ガ、制限外發行ヲ取ラウガ、取ルマイ

ノ銀行トノ金融ノ連絡ニ付キマシテ

ハ、近時都鄙ノ區別ニ依ツテ資金ノ集

態、ナイ——通常ノ狀態デナイ銀行券

ニ出タ場合デアリマスカラ、通常ノ狀

ラ千住製絨所トカサウ云フ方へ行ツテ

シマツテ、民間トノ交渉アルモノハ割

合ニ少イヤウニモ思ヒマス、今ノヤウ

ナ意味ニ於テ、何カ二億五千萬圓ト云

フモノノ通貨ノ行先ヲ確メ得ル、正確

ナコトハ出來マセヌデモ、大體出來マ

シタラ……

○森田委員 先程銀行局長サンカラ發換ノ制限外課稅ノ百分ノ三ハ、現在デヤウナモノニ落チル、ソレデ二億五千萬圓ノ金ガ民間ニ留ツテ居ルノカ、又日本銀行へ還ツテ來ルカト云フコトヲ、ハッキリシタコトハ出來マスマイガ、大體ノ調、滿洲事件費ニ付テノ斯ウ云フ軍事費ノ御調ガ出來レバ、ソレヲ調べテ戴キタイト思ヒマス

○大久保政府委員 中央ノ銀行ト地方

ノ銀行トノ金融ノ連絡ニ付キマシテ

ハ法律ナドノ考ヘテ居ルヨリモ、餘計

シ只今ノ御尋ハ保證準備ヲ越エテ制限

外發行ニナリマシタ時ニハ、所謂通貨

ガ、制限外發行ヲ取ラウガ、取ルマイ

ノ銀行トノ金融ノ連絡ニ付キマシテ

ハ成ベク通常ニ復サシメル方ガ、宜カ

ラウト云フ考カラ、茲ニ稅ヲ課スルノ

デアリマスカラ、其制限外發行稅ヲ課

シマス場合ハ、適當ノ抑壓ト云フコト

ノ意味ヲ有ツテ居リマスカラ、必ズシモ

三分ニ限定スルコトハ出來ナイト思ヒ

マス、其時ノ狀況ニ依ツテ、自ラ判断シ

テ見積リヲスル、斯ウ云フコトニナル

ノデアリマス

○森田委員 モウ一つ大藏當局ノ御方ハ日銀ノ貸付金利ニ見返ルコトニシテノ御考ヲ聞イテ見タイノデアリマス、

ハ安過ギルカラ、ソレハモウ少シ高ク

シナケレバイカヌ、ト云フ御話ニナツタ

此不景氣ノ一つノ原因ヲ爲シタモノハ、

例ノ地方ニ在ル支店銀行ガ、地方ノ預

方針ヲ徹底的ニ行ヒ得マス譯デゴザイ

マスカラ、主トシテ地方金融ノ方ニ力

ヲ注グヤウニ致サセテ居ル譯デゴザイ

マス、唯普通銀行等ニ至リマシテハ、

營業ノ實際ニ於キマシテ、其範圍ニ付

ニ置カナイヤウニスルコトガ、ツノノ

メタ所ノ預金ハ、其儘地方へ貸出スヤ

テハ私ハ御話ノ程度迄デハナイト思ヒ

マセヌガ、今一寸茲ニ計數ハ持ツテ居リ

マスガ、今一寸茲ニ計數ハ持ツテ居リ

マセヌガ、各支店別ノ預金ノ模様ヲ考

ヘマスルト云フト、銀行ニ依リマシテ

ハ相當ヤツテ居ル所モアリマスシ、銀行

ニ依リマシテハ御話ノヤウナ場合ガア

ルカモ知レマセヌ、一般的ニ都鄙金融

ノ關係カラ見マシテ、大銀行ハ地方ニ

モ、地方デ集メタ金ハ一割モ其地方ニ

資金ヲ殘サズニ、ドチラカト云フト都
會ニ送ルコトガ多イト云フ其傾向ハ、

御話ノ通リデアリマス、之ヲ是非地方

ニ向ケサセタイト云フ方針ヲ以テ、度

度中小工業等ニ督勵ヲ加ヘテ居リマス

ガ、結果ガ豫期ノ如クニ上ラヌコトハ、

洵ニ遺憾ナ次第デアリマス、或ル銀行

ニ於キマシテハ、其地方ノ銀行ノ資金

ハ、成ベク其地方ニ散布スルヤウニト

云フ特別ノ命令ヲ出シタ實例モ最近ゴ

ザイマス、成ベクサウ云フ趣旨ヲ以テ

ヤラセタイト云フ考ヲ持ッテ居リマス

ガ、又一面此頃ハ大銀行ガ地方ニ支店

ヲ設ケルト云フ風ナコトハ、近時可ナ

リ制限ヲ加ヘテ、殆ド之ヲ停止シテ居

ルヤウナ譯デゴザイマスカラ、此勢ハ

段々直シテ行クヤウニシタイト云フ考

デアリマス、今直チニ御希望ノ通リニ

ナツテ居ナイノハ遺憾デアリマスガ、

漸次ニ是モ都鄙金融ノ缺點ニ付テハ、

モウ一段ノ改善ヲ加ヘナケレバナラヌ
デアラウト考ヘテ居リマス

○山崎委員長 ソレデハ今日ハ午後本

會議ガアリマシテ、重要案件モアルヤ
ウデアリマスカラ、是デ此會ハ散會ヲ

致シマス、尙ホ明日午前十時カラ開會
致シマシテ、質問ハ成ベク明日中デ終

了ノ運ビニ至ルコトヲ希望致シマス、

明後日午前中ニ討論、決議ニ入リタイ

ト思ヒマスカラ、豫メ御含ミヲ願ツテ置

午後零時三分散會

キマス、ソレデハ是デ散會致シマス